平成18年事企法—668 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第1項第1号関係)

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後			改	正	前	
1	(略)				1	(略)			
	人事管理	里文書	文書 基準日		保存期		人事管理文書		保存期
	の区	の区分		間		の区分			間
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	職員の <u>令</u>	(略)	(略)	(略)		職員の平	(略)	(略)	(略)
	和七年国					成三十七			
	際博覧会					年国際博			
	特措法第					<u>覧会特措</u>			
	1 4 条第					<u>法</u> 第14			
	1項の規					条第1項			
	定により					の規定に			
	指定され					より指定			
	た博覧会					された博			
	協会への					覧会協会			
	派遣の運					への派遣			
	用につい					の運用に			
	て(令和					ついて(
	元年5月					令和元年			
	23日人					5月23			
	企一60					日人企一			
)					60)			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略) 備考 (略)

給実甲第151号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第1項第2号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

第16条関係

- 1 (略)
- 2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
 - 一•二 (略)
 - 三 法第81条の4第1項若し くは第81条の5第1項の規 定による採用(法第81条の 2第1項の規定により退職し た日(法第81条の3の規定 により勤務した後退職した日 及び当該採用に係る任期が満 了した日を含む。) の翌日に おけるものに限る。以下「再 任用」という。)をされた職 員、派遣法第2条第1項の規 定による派遣、官民人事交流 法第2条第3項に規定する交 流派遣、法科大学院派遣法第 11条第1項の規定による派 遣、福島復興再生特別措置法

(平成24年法律第25号)

第16条関係

- 1 (略)
- 2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
 - 一•二 (略)
 - 三 法第81条の4第1項若し くは第81条の5第1項の規 定による採用(法第81条の 2第1項の規定により退職し た日(法第81条の3の規定 により勤務した後退職した日 及び当該採用に係る任期が満 了した日を含む。) の翌日に おけるものに限る。以下「再 任用」という。)をされた職 員、派遣法第2条第1項の規 定による派遣、官民人事交流 法第2条第3項に規定する交 流派遣、法科大学院派遣法第 11条第1項の規定による派 遣、福島復興再生特別措置法 (平成24年法律第25号)

第48条の3第1項若しくは 第89条の3第1項の規定に よる派遣、令和三年オリンピー ック・パラリンピック特措法 第17条第1項の規定による 派遣、平成三十一年ラグビー ワールドカップ特措法第4条 第1項の規定による派遣若し| くは令和七年国際博覧会特措 | 法第25条第1項の規定によ る派遣(以下「国際機関等派 遣等」という。)から職務に 復帰した職員又は人事院規則 11-4 (職員の身分保障) 第3条第1項第1号から第4 号までの規定による休職(以上 下単に「休職」という。)かし ら復職した職員のうち、再任 用の直前の職員としての引き 続く在職期間中の勤務箇所、 国際機関等派遣等の期間中の 勤務箇所又は休職の期間中の 勤務箇所を給与法第12条第 3項又は第1号の官署とみな した場合に、再任用(直近の ものに限る。)、当該職務へ

第48条の3第1項若しくは 第89条の3第1項の規定に よる派遣、令和三年オリンピ ック・パラリンピック特措法 第17条第1項の規定による 派遣、平成三十一年ラグビー ワールドカップ特措法第4条 第1項の規定による派遣若し くは平成三十七年国際博覧会 特措法第25条第1項の規定 による派遣(以下「国際機関 等派遣等」という。) から職 務に復帰した職員又は人事院 規則11-4 (職員の身分保 障)第3条第1項第1号から 第4号までの規定による休職 (以下単に「休職」という。)から復職した職員のうち、 再任用の直前の職員としての 引き続く在職期間中の勤務箇 所、国際機関等派遣等の期間 中の勤務箇所又は休職の期間 中の勤務箇所を給与法第12 条第3項又は第1号の官署と みなした場合に、再任用(直 近のものに限る。)、当該職

の復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは は同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員 又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員 たる要件に該当することとなる職員

四 (略)

務への復帰若しくは休職から の復職前から引き続き同項若 しくは同号に規定する職員た る要件に該当することとなる 職員又は当該再任用、当該職 務への復帰若しくは休職から の復職以後に同号に規定する 職員たる要件に該当すること となる職員

四 (略)

給実甲第220号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第1項第3号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

2 期末手当及び勤勉手当の計算の 基礎となる給与月額は、次に定め るところによる。

 $-\sim$ 三 (略)

四 派遣職員、法科大学院派遣法 第11条第1項の規定により派 遣された職員、福島復興再生特 別措置法(平成24年法律第2 5号) 第48条の3第1項若し くは第89条の3第1項の規定 により派遣された職員、令和三 年オリンピック・パラリンピッ ク特措法第17条第1項の規定 により派遣された職員又は令和 七年国際博覧会特措法第25条 第1項の規定により派遣された 職員の場合には、派遣法第5条 、法科大学院派遣法第13条、 福島復興再生特別措置法第48 条の5若しくは第89条の5、 令和三年オリンピック・パラリ ンピック特措法第19条又は令

改 正 前

2 期末手当及び勤勉手当の計算の 基礎となる給与月額は、次に定め るところによる。

 $-\sim$ 三 (略)

四 派遣職員、法科大学院派遣法 第11条第1項の規定により派 遣された職員、福島復興再生特 別措置法(平成24年法律第2 5号) 第48条の3第1項若し くは第89条の3第1項の規定 により派遣された職員、令和三 年オリンピック・パラリンピッ ク特措法第17条第1項の規定 により派遣された職員又は平成 三十七年国際博覧会特措法第2 5条第1項の規定により派遣さ れた職員の場合には、派遣法第 5条、法科大学院派遣法第13 条、福島復興再生特別措置法第 48条の5若しくは第89条の 5、令和三年オリンピック・パ ラリンピック特措法第19条又

和七年国際博覧会特措法第27 条の規定により定められた支給 割合を乗じない給与月額

五~九 (略)

33 規則第11条第2項第9号の「 勤務しなかつた期間」とは、病気 休暇(公務上の負傷若しくは疾病 若しくは補償法第1条の2に規定 する通勤による負傷若しくは疾病 (派遣職員の派遣先の業務上の負 傷若しくは疾病又は補償法第1条 の2に規定する通勤による負傷若 しくは疾病を含む。)又は官民人 事交流法第16条、法科大学院派 遣法第9条(法科大学院派遣法第 18条において準用する場合を含 む。)、福島復興再生特別措置法 第48条の9若しくは第89条の 9、令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法第23条、平成 三十一年ラグビーワールドカップ 特措法第10条、令和七年国際博 覧会特措法第31条若しくは判事 補及び検事の弁護士職務経験に関 する法律(平成16年法律第12

は平成三十七年国際博覧会特措 法第27条の規定により定めら れた支給割合を乗じない給与月 額

五~九 (略)

33 規則第11条第2項第9号の「 勤務しなかつた期間」とは、病気 休暇(公務上の負傷若しくは疾病 若しくは補償法第1条の2に規定 する通勤による負傷若しくは疾病 (派遣職員の派遣先の業務上の負 傷若しくは疾病又は補償法第1条 の2に規定する通勤による負傷若 しくは疾病を含む。)又は官民人 事交流法第16条、法科大学院派 遣法第9条(法科大学院派遣法第 18条において準用する場合を含 む。)、福島復興再生特別措置法 第48条の9若しくは第89条の 9、令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法第23条、平成 三十一年ラグビーワールドカップ 特措法第10条、平成三十七年国 際博覧会特措法第31条若しくは 判事補及び検事の弁護士職務経験 に関する法律(平成16年法律第

1号) 第10条の規定(以下この 項において「特定規定」という。)により給与法第23条第1項及 び附則第6項の規定の適用に関し 公務とみなされる業務に係る業務 上の負傷若しくは疾病若しくは特 定規定に規定する通勤による負傷 若しくは疾病に起因する場合を除 く。)を与えられた期間及び規則 10-4 (職員の保健及び安全保 持) 第24条第2項又は規則10 一8 (船員である職員に係る保健 及び安全保持の特例)第7条第1 項の規定に基づいて就業を禁ぜら れたことにより勤務しなかった期 間の全ての期間を合算したものを いい、規則10-4第24条第1 項の規定に基づいて病気休暇(日 単位のものを除く。) の方法によ り勤務を軽減された者についての その病気休暇の時間及び生理日の 就業が著しく困難なため病気休暇 の承認を得て勤務しなかった者に ついてのその病気休暇の期間(「 人事院規則10-7(女子職員及 び年少職員の健康、安全及び福祉

121号) 第10条の規定(以下 この項において「特定規定」とい う。)により給与法第23条第1 項及び附則第6項の規定の適用に 関し公務とみなされる業務に係る 業務上の負傷若しくは疾病若しく は特定規定に規定する通勤による 負傷若しくは疾病に起因する場合 を除く。)を与えられた期間及び 規則10一4(職員の保健及び安 全保持) 第24条第2項又は規則 10-8 (船員である職員に係る 保健及び安全保持の特例) 第7条 第1項の規定に基づいて就業を禁 ぜられたことにより勤務しなかっ た期間の全ての期間を合算したも のをいい、規則10-4第24条 第1項の規定に基づいて病気休暇 (日単位のものを除く。) の方法 により勤務を軽減された者につい てのその病気休暇の時間及び生理 日の就業が著しく困難なため病気 休暇の承認を得て勤務しなかった 者についてのその病気休暇の期間 (「人事院規則10−7(女子職 員及び年少職員の健康、安全及び)の運用について(昭和61年3 月15日職福一121)」第2条 関係後段に定める期間に限る。) は、これに含まない。 福祉)の運用について(昭和61年3月15日職福一121)」第 2条関係後段に定める期間に限る。)は、これに含まない。

給実甲第434号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第1項第4号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

規則第4条関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 「人事院の定める住宅」は、 次に掲げる住宅で、学生寮等単 身赴任手当の支給要件に係る子 が職員と同居して生活を営むた めの住宅でないと明らかに認め られる住宅以外のもの(国家公 務員宿舎法(昭和24年法律第 117号) 第13条の規定によ る有料宿舎並びに規則第3条に 規定する職員宿舎及び住宅を除 く。)とする。ただし、単身赴 任手当の支給要件に係る子が2 人以上ある場合において、その | うちのいずれかの子が官署を異 にする異動又は在勤する官署の 移転(検察官であつた者又は給 与法第11条の7第3項に規定 する行政執行法人職員等であつ た者から引き続き俸給表の適用 を受ける職員となつた者にあつ

規則第4条関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 「人事院の定める住宅」は、 次に掲げる住宅で、学生寮等単 身赴任手当の支給要件に係る子 が職員と同居して生活を営むた めの住宅でないと明らかに認め られる住宅以外のもの(国家公 務員宿舎法(昭和24年法律第 117号) 第13条の規定によ る有料宿舎並びに規則第3条に 規定する職員宿舎及び住宅を除 く。)とする。ただし、単身赴 任手当の支給要件に係る子が2 人以上ある場合において、その うちのいずれかの子が官署を異 にする異動又は在勤する官署の 移転(検察官であつた者又は給 与法第11条の7第3項に規定 する行政執行法人職員等であつ た者から引き続き俸給表の適用 を受ける職員となった者にあっ

ては当該適用、派遣法第2条第 | 1項の規定による派遣、官民人 事交流法第2条第3項に規定す る交流派遣、法科大学院派遣法 第11条第1項の規定による派 遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4 8条の3第1項若しくは第89 条の3第1項の規定による派遣 、令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法第17条第1 項の規定による派遣、平成三十 一年ラグビーワールドカップ特 措法第4条第1項の規定による 派遣若しくは令和七年国際博覧 会特措法第25条第1項の規定 による派遣から職務に復帰した 職員、官民人事交流法第2条第 4項に規定する交流採用をされ た職員又は人事院規則11一4 (職員の身分保障) 第3条第1 項第1号から第4号までの規定 による休職から復職した職員に あつては当該復帰、交流採用又 は復職。以下同じ。)の直前の 住居であつた住宅に居住してい

ては当該適用、派遣法第2条第 1項の規定による派遣、官民人 事交流法第2条第3項に規定す る交流派遣、法科大学院派遣法 第11条第1項の規定による派 遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4 8条の3第1項若しくは第89 条の3第1項の規定による派遣 、令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法第17条第1 項の規定による派遣、平成三十 一年ラグビーワールドカップ特 措法第4条第1項の規定による 派遣若しくは平成三十七年国際 博覧会特措法第25条第1項の 規定による派遣から職務に復帰 した職員、官民人事交流法第2 条第4項に規定する交流採用を された職員又は人事院規則11 -4 (職員の身分保障) 第3条 第1項第1号から第4号までの 規定による休職から復職した職 員にあつては当該復帰、交流採 用又は復職。以下同じ。)の直 前の住居であつた住宅に居住し

るときは、この限りでない。	ているときは、この限りでない。
一~三 (略)	一~三 (略)

平成18年職参—114 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第2項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1~8 (略)	1~8 (略)
(削る)	9 人事院事務総長は、人事・給与
	関係業務情報システムを使用して
	行うことができる人事関係手続に
	ついて、インターネットの利用そ
	の他の方法により随時公表するも
	<u>のとする。</u>

令和元年人企一60 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第3項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

職員の令和七年国際博覧会特 措法第14条第1項の規定に より指定された博覧会協会へ の派遣の運用について

令和七年に開催される国際博覧会 の準備及び運営のために必要な特別 措置に関する法律(平成31年法律 第18号。以下「令和七年国際博覧 会特措法」という。)及び人事院規 則1一72(職員の令和七年国際博 覧会特措法第十四条第一項の規定に より指定された博覧会協会への派遣)(以下「規則」という。)の運用 について下記のとおり定めたので、 令和元年5月23日以降は、これに よってください。

<u>令和七年国際博覧会特措法</u>第25条 関係

(略)

規則第9条関係

人事異動通知書の「異動内容」 欄の記入要領は、次のとおりとす 改 正 前

職員の平成三十七年国際博覧 会特措法第14条第1項の規 定により指定された博覧会協 会への派遣の運用について

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。)及び人事院規則1一72(職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣)(以下「規則」という。)の運用について下記のとおり定めたので、令和元年5月23日以降は、これによってください。

平成三十七年国際博覧会特措法第2 5条関係

(略)

規則第9条関係

人事異動通知書の「異動内容」 欄の記入要領は、次のとおりとす る。

一 令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により職員を派遣する場合

「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第14条第1項の規定により指定された博覧会協会に派遣する

派遣の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 派遣の期間中、俸給、扶養手 当、地域手当、広域異動手当 、研究員調整手当、住居手当 及び期末手当のそれぞれ10 0分の を支給する(又は「 派遣の期間中、給与は支給し ない」)

と記入する。

二 派遣職員(<u>令和七年国際博覧</u> <u>会特措法</u>第25条第7項に規定 する派遣職員をいう。以下同じ 。)の派遣の期間を延長する場 合

(略)

る。

一 平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により職員を派遣する場合

「<u>平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する</u> <u>法律</u>第14条第1項の規定により指定された博覧会協会に派遣する

派遣の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 派遣の期間中、俸給、扶養手 当、地域手当、広域異動手当 、研究員調整手当、住居手当 及び期末手当のそれぞれ10 0分の を支給する(又は「 派遣の期間中、給与は支給し ない」)」

と記入する。

二 派遣職員(<u>平成三十七年国際</u> <u>博覧会特措法</u>第25条第7項に 規定する派遣職員をいう。以下 同じ。)の派遣の期間を延長す る場合

(略)

三~六 (略)

規則第11条関係

令和七年国際博覧会特措法第2 5条第1項の規定による派遣後職務に復帰した職員を昇格させる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ事務総長に協議して、別段の取扱いをすることができる。

一•二 (略)

三~六 (略)

規則第11条関係

平成三十七年国際博覧会特措法 第25条第1項の規定による派遣 後職務に復帰した職員を昇格させ る場合には、次の各号に掲げる職 員の区分に応じ、当該各号に定め る職務の級に昇格させることがで きる。ただし、特別の事情により これにより難い場合には、あらか じめ事務総長に協議して、別段の 取扱いをすることができる。

一•二 (略)

平成21年人企—532 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第4項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

第7条関係

1 (略)

2 特定官職は、内部部局の課長 等の官職(会計検査院、人事院 、内閣官房、内閣法制局、内閣 府、宮内庁、内閣府設置法(平 成11年法律第89号)第49 条第1項及び第2項に規定する 機関、デジタル庁、復興庁並び に国家行政組織法(昭和23年 法律第120号)第3条に規定 する国の行政機関の課長又はこ れと同等以上の官職をいう。以 下この項において同じ。)、内 閣府設置法第18条、第37条 、第39条、第40条、第43 条及び第54条から第57条ま で (宮内庁法 (昭和22年法律 第70号)第18条第1項にお いて準用する場合を含む。)、 宮内庁法第16条及び第17条 第1項<u>、デジタル庁設置法(令</u>

第7条関係

1 (略)

2 特定官職は、内部部局の課長 等の官職(会計検査院、人事院 、内閣官房、内閣法制局並びに 内閣府、宮内庁並びに内閣府設 置法(平成11年法律第89号) 第49条第1項及び第2項に 規定する機関、復興庁並びに国 家行政組織法(昭和23年法律 第120号)第3条に規定する 国の行政機関の課長及びこれと 同等以上の官職をいう。以下こ の項において同じ。)、内閣府 設置法第18条、第37条、第 39条、第40条、第43条及 び第54条から第57条まで(宮内庁法(昭和22年法律第7 0号) 第18条第1項において 準用する場合を含む。) 並びに 宮内庁法第16条及び第17条 第1項、復興庁設置法(平成2

和3年法律第36号)第14条| 第1項、復興庁設置法(平成2 3年法律第125号) 第13条 第1項、第15条第1項及び第 17条第1項並びに国家行政組 織法第8条から第9条までに規 定する機関等の官職であって内 部部局の課長等の官職と同等の もの並びに行政執行法人(独立 行政法人通則法(平成11年法 律第103号)第2条第4項に 規定する行政執行法人をいう。 以下同じ。)の官職であって内 部部局の課長等の官職とその職 務と責任が類似すると認められ るもののうち、次項に規定する 段階の区分に応じ、人事院事務 総長が指定するものとする。

3 (略)

第9条関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 この条の第4項の「人事院が 定めるもの」は、会計検査院、 人事院、内閣官房、内閣法制局 、内閣府、宮内庁、内閣府設置 法第49条第1項及び第2項に

3年法律第125号)第13条 第1項、第15条第1項及び第 17条第1項並びに国家行政組 織法第8条から第9条までに規 定する機関等の官職であって内 部部局の課長等の官職と同等の もの並びに行政執行法人(独立 行政法人通則法(平成11年法 律第103号)第2条第4項に 規定する行政執行法人をいう。 以下同じ。)の官職であって内 部部局の課長等の官職とその職 務と責任が類似すると認められ るもののうち、次項に規定する 段階の区分に応じ、人事院事務 総長が指定するものとする。

3 (略)

第9条関係

 $1 \sim 4$ (略)

5 この条の第4項の「人事院が 定めるもの」は、会計検査院、 人事院、内閣官房、内閣法制局 並びに内閣府、宮内庁並びに内 閣府設置法第49条第1項及び 規定する機関<u>デジタル庁</u>、復 興庁並びに国家行政組織法第3 条に規定する国の行政機関に置 かれる組織のうち、次に掲げる もの以外のものとする。

- (1) 内閣府設置法第39条及び 第55条並びに宮内庁法第1 6条第2項の機関、国家行政 組織法第8条の2の施設等機 関並びに人事院事務総局に置 かれるこれらに類する組織
- (2) 内閣府設置法第40条及び 第56条(宮内庁法第18条 第1項において準用する場合 を含む。)並びに国家行政組 織法第8条の3の特別の機関 (警察庁の内部部局を除く。
 - 、デジタル庁設置法第14条第1項のデジタル社会推進会議並びに復興庁設置法第13条第1項の復興推進会議
- (3) 内閣府設置法第43条及び 第57条(宮内庁法第18条 第1項において準用する場合 を含む。)、宮内庁法第17

第2項に規定する機関、復興庁 並びに国家行政組織法第3条に 規定する国の行政機関に置かれ る組織のうち、次に掲げるもの 以外のものとする。

- (1) 内閣府設置法第39条及び 第55条並びに宮内庁法第1 6条第2項の機関<u>並びに国家</u> 行政組織法第8条の2の施設 等機関並びに人事院事務総局 に置かれるこれらに類する組 織
- (2) 内閣府設置法第40条及び 第56条(宮内庁法第18条 第1項において準用する場合 を含む。)並びに国家行政組 織法第8条の3の特別の機関 (警察庁の内部部局を除く。
 -)並びに復興庁設置法第13 条第1項の復興推進会議
- (3) 内閣府設置法第43条及び 第57条(宮内庁法第18条 第1項において準用する場合 を含む。)並びに宮内庁法第

条第1項並びに国家行政組織 法第9条の地方支分部局<u>、復</u> <u>興庁設置法</u>第17条第1項の 地方機関並びに人事院事務総 局に置かれるこれらに類する 組織 17条第1項並びに国家行政 組織法第9条の地方支分部局 並びに復興庁設置法第17条 第1項の地方機関並びに人事 院事務総局に置かれるこれら に類する組織

給実甲第28号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第5項第1号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前				
第1条関係	第1条関係				
第1項 「別に法律で定めるもの	第1項 「別に法律で定めるもの				
」とは、例えば次の職員又は給	」とは、例えば次の職員又は給				
与をいう。	与をいう。				
一~十二 (略)	一~十二 (略)				
十三 令和七年に開催される国	十三 平成三十七年に開催され				
際博覧会の準備及び運営のた	る国際博覧会の準備及び運営				
めに必要な特別措置に関する	のために必要な特別措置に関				
<u>法律</u> (平成31年法律第18	する法律 (平成31年法律第				
号) 第27条に規定する給与	18号)第27条に規定する				
	給与				

給実甲第660号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第5項第2号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

規則第5条関係

1 国家公務員法(昭和22年法 律第120号)第81条の4第 1項若しくは第81条の5第1 項の規定による採用(同法第8 1条の2第1項の規定により退 職した日(同法第81条の3の 規定により勤務した後退職した 日及び当該採用に係る任期が満 了した日を含む。) の翌日にお けるものに限る。以下「再任用 」という。)をされた職員、国 際機関等に派遣される一般職の 国家公務員の処遇等に関する法 律(昭和45年法律第117号)第2条第1項の規定による派 遣、国と民間企業との間の人事 交流に関する法律(平成11年 法律第224号)第2条第3項 に規定する交流派遣、法科大学 院への裁判官及び検察官その他 の一般職の国家公務員の派遣に

規則第5条関係

1 国家公務員法(昭和22年法 律第120号) 第81条の4第 1項若しくは第81条の5第1 項の規定による採用(同法第8 1条の2第1項の規定により退 職した日(同法第81条の3の 規定により勤務した後退職した 日及び当該採用に係る任期が満 了した日を含む。) の翌日にお けるものに限る。以下「再任用 」という。)をされた職員、国 際機関等に派遣される一般職の 国家公務員の処遇等に関する法 律(昭和45年法律第117号) 第2条第1項の規定による派 遣、国と民間企業との間の人事 交流に関する法律(平成11年 法律第224号)第2条第3項 に規定する交流派遣、法科大学 院への裁判官及び検察官その他 の一般職の国家公務員の派遣に

関する法律(平成15年法律第一 40号)第11条第1項の規定 による派遣、福島復興再生特別 措置法(平成24年法律第25 号) 第48条の3第1項若しく は第89条の3第1項の規定に よる派遣、令和三年東京オリン ピック競技大会・東京パラリン ピック競技大会特別措置法(平 成27年法律第33号)第17 条第1項の規定による派遣、平 成三十一年ラグビーワールドカ ップ大会特別措置法(平成27 年法律第34号)第4条第1項 の規定による派遣若しくは令和 七年に開催される国際博覧会の 準備及び運営のために必要な特 別措置に関する法律(平成31 年法律第18号)第25条第1 項の規定による派遣(以下「国 際機関等派遣等」という。)か ら職務に復帰した職員、国と民 間企業との間の人事交流に関す る法律第2条第4項に規定する 交流採用(以下「交流採用」と いう。)をされた職員又は人事 |

関する法律(平成15年法律第 40号) 第11条第1項の規定 による派遣、福島復興再生特別 措置法(平成24年法律第25 号) 第48条の3第1項若しく は第89条の3第1項の規定に よる派遣、令和三年東京オリン ピック競技大会・東京パラリン ピック競技大会特別措置法(平 成27年法律第33号)第17 条第1項の規定による派遣、平 成三十一年ラグビーワールドカ ップ大会特別措置法(平成27 年法律第34号)第4条第1項 の規定による派遣若しくは平成 三十七年に開催される国際博覧 会の準備及び運営のために必要 な特別措置に関する法律(平成 31年法律第18号)第25条 第1項の規定による派遣(以下 「国際機関等派遣等」という。)から職務に復帰した職員、国 と民間企業との間の人事交流に 関する法律第2条第4項に規定 する交流採用(以下「交流採用 」という。)をされた職員又は

院規則11-4 (職員の身分保 | 障)第3条第1項第1号から第 4号までの規定による休職(以 下単に「休職」という。)から 復職した職員については、当該 再任用の直前の職員としての引 き続く在職期間中の勤務箇所、 当該国際機関等派遣等の期間中 の勤務箇所、当該交流採用の直 前に雇用されていた民間企業に おける在職期間中の勤務箇所又 は当該休職の期間中の勤務箇所 を規則第2条関係第2項第6号 及び第7号の官署と、再任用、 国際機関等派遣等から職務への 復帰、交流採用又は休職からの 復職を同号並びに規則第3条関 係第2項第1号及び第2号の異 動等とみなして、規則第2条関 係第2項第6号及び第7号並び に規則第3条関係第2項第1号 及び第2号の規定を適用する。

 $2 \sim 6$ (略)

人事院規則11-4 (職員の身 分保障) 第3条第1項第1号か ら第4号までの規定による休職 (以下単に「休職」という。) から復職した職員については、 当該再任用の直前の職員として の引き続く在職期間中の勤務箇 所、当該国際機関等派遣等の期 間中の勤務箇所、当該交流採用 の直前に雇用されていた民間企 業における在職期間中の勤務箇 所又は当該休職の期間中の勤務 筒所を規則第2条関係第2項第 6号及び第7号の官署と、再任 用、国際機関等派遣等から職務 への復帰、交流採用又は休職か らの復職を同号並びに規則第3 条関係第2項第1号及び第2号 の異動等とみなして、規則第2 条関係第2項第6号及び第7号 並びに規則第3条関係第2項第 1号及び第2号の規定を適用す る。

 $2 \sim 6$ (略)

給実甲第192号 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第6項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

人事院規則9-8(初任給、昇格 、昇給等の基準)(第一において「 規則」という。)第44条の規定又 は国家公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第109号。以 下「育児休業法」という。)第9条 及び人事院規則19-0 (職員の育 児休業等)第16条、国と民間企業 との間の人事交流に関する法律(平 成11年法律第224号。以下「官 民人事交流法」という。)第18条 及び人事院規則21-0 (国と民間 企業との間の人事交流)第41条、 法科大学院への裁判官及び検察官そ の他の一般職の国家公務員の派遣に 関する法律(平成15年法律第40 号。以下「法科大学院派遣法」とい う。) 第20条及び人事院規則24 一0 (検察官その他の職員の法科大 学院への派遣)第15条、国家公務 員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号。以下「自

改 正 前

人事院規則9-8(初任給、昇格 、昇給等の基準)(第一において「 規則」という。)第44条の規定又 は国家公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第109号。以 下「育児休業法」という。)第9条 及び人事院規則19-0 (職員の育 児休業等)第16条、国と民間企業 との間の人事交流に関する法律(平 成11年法律第224号。以下「官 民人事交流法」という。)第18条 及び人事院規則21-0 (国と民間 企業との間の人事交流)第41条、 法科大学院への裁判官及び検察官そ の他の一般職の国家公務員の派遣に 関する法律(平成15年法律第40 号。以下「法科大学院派遣法」とい う。)第20条及び人事院規則24 一0 (検察官その他の職員の法科大 学院への派遣) 第15条、国家公務 員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号。以下「自

己啓発等休業法」という。)第7条 | 己啓発等休業法」という。)第7条 及び人事院規則25-0 (職員の自 己啓発等休業) 第13条、福島復興 再生特別措置法(平成24年法律第 25号) 第48条の11及び人事院 規則1-69 (職員の公益社団法人 福島相双復興推進機構への派遣)第 12条、同法第89条の11及び人 事院規則1-74 (職員の公益財団 法人福島イノベーション・コースト 構想推進機構への派遣)第12条、 国家公務員の配偶者同行休業に関す る法律(平成25年法律第78号。 以下「配偶者同行休業法」という。) 第8条及び人事院規則26-0(職員の配偶者同行休業)第15条、 令和三年東京オリンピック競技大会 ・東京パラリンピック競技大会特別 措置法(平成27年法律第33号。 以下「令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法」という。)第2 5条及び人事院規則1-64 (職員 の公益財団法人東京オリンピック・ パラリンピック競技大会組織委員会 への派遣)第12条、平成三十一年 ラグビーワールドカップ大会特別措

及び人事院規則25-0 (職員の自 己啓発等休業) 第13条、福島復興 再生特別措置法(平成24年法律第 25号) 第48条の11及び人事院 規則1-69 (職員の公益社団法人 福島相双復興推進機構への派遣)第 12条、同法第89条の11及び人 事院規則1一74(職員の公益財団 法人福島イノベーション・コースト 構想推進機構への派遣)第12条、 国家公務員の配偶者同行休業に関す る法律(平成25年法律第78号。 以下「配偶者同行休業法」という。) 第8条及び人事院規則26-0(職員の配偶者同行休業) 第15条、 令和三年東京オリンピック競技大会 ・東京パラリンピック競技大会特別 措置法(平成27年法律第33号。 以下「令和三年オリンピック・パラ リンピック特措法」という。)第2 5条及び人事院規則1-64 (職員 の公益財団法人東京オリンピック・ パラリンピック競技大会組織委員会 への派遣) 第12条、平成三十一年 ラグビーワールドカップ大会特別措

置法(平成27年法律第34号。以 | 置法(平成27年法律第34号。以 下「平成三十一年ラグビーワールド カップ特措法」という。) 第12条 及び人事院規則1-65 (職員の公 益財団法人ラグビーワールドカップ 二千十九組織委員会への派遣) 第1 2条若しくは令和七年に開催される 国際博覧会の準備及び運営のために 必要な特別措置に関する法律(平成 31年法律第18号。以下「令和七 年国際博覧会特措法」という。)第 33条及び人事院規則1-72 (職 員の令和七年国際博覧会特措法第1 4条第1項の規定により指定された 博覧会協会への派遣)第12条の規 定による号俸の調整(以下「復職時 調整」という。) については、下記 に定めるところにより実施してくだ さい。

記

第一 (略)

第二 その他の復職時調整に係る規 定関係

育児休業をした職員等の復職 1

下「平成三十一年ラグビーワールド カップ特措法」という。)第12条 及び人事院規則1-65 (職員の公 益財団法人ラグビーワールドカップ 二千十九組織委員会への派遣) 第1 2条若しくは平成三十七年に開催さ れる国際博覧会の準備及び運営のた めに必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号。以下「平 成三十七年国際博覧会特措法」とい う。) 第33条及び人事院規則1一 72 (職員の平成三十七年国際博覧 会特措法第14条第1項の規定によ り指定された博覧会協会への派遣) 第12条の規定による号俸の調整(以下「復職時調整」という。)につ いては、下記に定めるところにより 実施してください。

記

第一 (略)

第二 その他の復職時調整に係る規 定関係

育児休業をした職員等の復職 1

時調整について

育児休業をした職員、交流派 遣(官民人事交流法第2条第3 項に規定する交流派遣をいう。 以下同じ。)をされた職員、法一 科大学院派遣法第11条第1項 の規定による派遣(以下「法科 大学院派遣」という。)をされ た職員、自己啓発等休業法第2 条第5項に規定する自己啓発等 休業(以下「自己啓発等休業」 という。)をした職員、福島復一 興再生特別措置法第48条の3 第1項の規定による派遣(以下 「福島相双復興推進機構派遣」 という。)をされた職員、同法 第89条の3第1項の規定によ る派遣(以下「福島イノベーシ ョン・コースト構想推進機構派 遣」という。)をされた職員、 配偶者同行休業法第2条第4項 に規定する配偶者同行休業(以 下「配偶者同行休業」という。)をした職員、令和三年オリン ピック・パラリンピック特措法 第17条第1項の規定による派|

時調整について

育児休業をした職員、交流派 遣(官民人事交流法第2条第3 項に規定する交流派遣をいう。 以下同じ。)をされた職員、法 科大学院派遣法第11条第1項 の規定による派遣(以下「法科 大学院派遣」という。)をされ た職員、自己啓発等休業法第2 条第5項に規定する自己啓発等 休業(以下「自己啓発等休業」 という。)をした職員、福島復 興再生特別措置法第48条の3 第1項の規定による派遣(以下 「福島相双復興推進機構派遣」 という。)をされた職員、同法 第89条の3第1項の規定によ る派遣(以下「福島イノベーシ ョン・コースト構想推進機構派 遣」という。)をされた職員、 配偶者同行休業法第2条第4項 に規定する配偶者同行休業(以 下「配偶者同行休業」という。)をした職員、令和三年オリン ピック・パラリンピック特措法 第17条第1項の規定による派

遣(以下「令和三年オリンピット ク・パラリンピック組織委員会 派遣」という。)をされた職員 、平成三十一年ラグビーワール ドカップ特措法第4条第1項の 規定による派遣(以下「平成三 十一年ラグビーワールドカップ 組織委員会派遣」という。)を された職員又は令和七年国際博 覧会特措法第25条第1項の規 定による派遣(以下「令和七年 日本国際博覧会協会派遣」とい う。)をされた職員が職務に復 帰した場合の復職時調整の要領 、期間計算等については、第一 | の例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に 復帰した職員、交流派遣後職務 に復帰した職員、法科大学院派 遣後職務に復帰した職員、自己 啓発等休業の終了により職務に 復帰した職員、福島相双復興推 進機構派遣後職務に復帰した職 遣(以下「令和三年オリンピッ ク・パラリンピック組織委員会 派遣」という。)をされた職員 、平成三十一年ラグビーワール ドカップ特措法第4条第1項の 規定による派遣(以下「平成三 十一年ラグビーワールドカップ 組織委員会派遣」という。)を された職員又は平成三十七年国 際博覧会特措法第25条第1項 の規定による派遣(以下「平成 三十七年日本国際博覧会協会派 遣」という。)をされた職員が 職務に復帰した場合の復職時調 整の要領、期間計算等について は、第一の例により取り扱うも のとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に 復帰した職員、交流派遣後職務 に復帰した職員、法科大学院派 遣後職務に復帰した職員、自己 啓発等休業の終了により職務に 復帰した職員、福島相双復興推 進機構派遣後職務に復帰した職 員、福島イノベーション・コー | スト構想推進機構派遣後職務に 復帰した職員、配偶者同行休業 の終了により職務に復帰した職 員、令和三年オリンピック・パ ラリンピック組織委員会派遣後 職務に復帰した職員、平成三十 一年ラグビーワールドカップ組 織委員会派遣後職務に復帰した 職員、令和七年日本国際博覧会 協会派遣後職務に復帰した職員 又は第一の第1項第4号に規定 する復職等をした職員のうち、 育児休業の期間、交流派遣の期 間、法科大学院派遣の期間、自 己啓発等休業の期間、福島相双 復興推進機構派遣の期間、福島 イノベーション・コースト構想 推進機構派遣の期間、配偶者同 行休業の期間、令和三年オリン ピック・パラリンピック組織委 員会派遣の期間、平成三十一年 ラグビーワールドカップ組織委 員会派遣の期間、令和七年日本 国際博覧会協会派遣の期間又は 同項第3号に規定する休職等の

員、福島イノベーション・コー スト構想推進機構派遣後職務に 復帰した職員、配偶者同行休業 の終了により職務に復帰した職 員、令和三年オリンピック・パ ラリンピック組織委員会派遣後 職務に復帰した職員、平成三十 一年ラグビーワールドカップ組 織委員会派遣後職務に復帰した 職員、平成三十七年日本国際博 覧会協会派遣後職務に復帰した 職員又は第一の第1項第4号に 規定する復職等をした職員のう ち、育児休業の期間、交流派遣 の期間、法科大学院派遣の期間 、自己啓発等休業の期間、福島 相双復興推進機構派遣の期間、 福島イノベーション・コースト 構想推進機構派遣の期間、配偶 者同行休業の期間、令和三年オ リンピック・パラリンピック組 織委員会派遣の期間、平成三十 一年ラグビーワールドカップ組 織委員会派遣の期間、平成三十 七年日本国際博覧会協会派遣の 期間又は同項第3号に規定する

期間が2以上ある職員について は、それぞれの期間を合わせて 復職時調整を行うことができる ものとする。

第三 (略)

休職等の期間が2以上ある職員 については、それぞれの期間を 合わせて復職時調整を行うこと ができるものとする。

第三 (略)

給実甲第326号 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第7項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

第37条関係

 $1 \sim 1 \ 1$ (略)

- 12 この条の第4項各号の「人 事院の定める事由」は、次に掲 げる事由とする。
 - (1) (略)
 - (2) 勤務時間法第16条に規定 する休暇のうち、年次休暇、 公務上の負傷若しくは疾病若 しくは国家公務員災害補償法 (昭和26年法律第191号) 。以下「補償法」という。) 第1条の2に規定する通勤に よる負傷若しくは疾病(派遣 法第3条に規定する派遣職員 (以下「派遣職員」という。) の派遣先の業務上の負傷若 しくは疾病又は補償法第1条 の2に規定する通勤による負 傷若しくは疾病を含む。(15)に おいて同じ。) 又は国と民間 企業との間の人事交流に関す

第37条関係

 $1 \sim 11$ (略)

- 12 この条の第4項各号の「人 事院の定める事由」は、次に掲 げる事由とする。
 - (1) (略)
 - (2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病者しくは国家公務員災害補償法 (昭和26年法】とり31号。以下「補償法」とう。当年の2に規定する通勤による負傷者しくは疾病で遺失が、遺失が、遺失が、遺失が、遺失が、遺失が、しくは疾病を含むに規定する通勤によるり、の2に規定する通勤によるり、の2に規定する通勤によるり、の2に規定する通勤によるり、の2に規定する通勤による負傷者しくは疾病を含むによいて同じ。) 又は国と民間

企業との間の人事交流に関す

る法律(平成11年法律第2 24号。以下「官民人事交流 24号。以下「官民人事交流 法」という。)第16条、法一 科大学院への裁判官及び検察 官その他の一般職の国家公務 員の派遣に関する法律(平成) 15年法律第40号。以下「 法科大学院派遣法」という。) 第9条(法科大学院派遣法| 第18条において準用する場 合を含む。)、福島復興再生 特別措置法(平成24年法律 第25号) 第48条の9若し| くは第89条の9、令和三年| 東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会 特別措置法(平成27年法律 第33号。以下「令和三年才 リンピック・パラリンピック | 特措法」という。)第23条 | 、平成三十一年ラグビーワー ルドカップ大会特別措置法(平成27年法律第34号。以 下「平成三十一年ラグビーワー ールドカップ特措法」という ールドカップ特措法」という 。) 第10条若しくは<u>令和七</u> |

る法律(平成11年法律第2 法」という。)第16条、法 科大学院への裁判官及び検察 官その他の一般職の国家公務 員の派遣に関する法律(平成 15年法律第40号。以下「 法科大学院派遣法」という。) 第9条(法科大学院派遣法 第18条において準用する場 合を含む。)、福島復興再生 特別措置法(平成24年法律 第25号) 第48条の9若し くは第89条の9、令和三年 東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会 特別措置法(平成27年法律 第33号。以下「令和三年才 リンピック・パラリンピック 特措法」という。)第23条 、平成三十一年ラグビーワー ルドカップ大会特別措置法(平成27年法律第34号。以 下「平成三十一年ラグビーワ 。)第10条若しくは<u>平成三</u>

年に開催される国際博覧会の 準備及び運営のために必要な 特別措置に関する法律(平成 31年法律第18号。以下「 令和七年国際博覧会特措法」 という。)第31条の規定に規 定」という。)において「特定規 定」という。)により紛与第6 項の規定の適用に関し公務と 第23条第1項及び附則第6 項の規定の業務に係る業務に係る業務に係る業務とはよる 特定規定に規定する通勤による 気体暇及び特別休暇

(3)~(22) (略) (削る)

(23) <u>令和七年国際博覧会特措法</u> 第25条第1項の規定による 派遣

(24)~(28) (略)

 $13 \sim 18$ (略)

(3)~(22) (略)

- 図 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣
- (24) 平成三十七年国際博覧会特 措法第25条第1項の規定に よる派遣

(25)~(29) (略)

 $13 \sim 18$ (略)

昭和62年職福一691 新旧対照表

(令和3年事企法-250 第8項関係)

(傍線部分は改正部分)

改	正	後		己	女	正	前	ĵ	
別表第1 健	康管理者及び	び安全管理	別	表第1	健儿	隶管理者	皆及び き	安全管	理
者を指名す		者を指名すべき組織区分							
省 庁	組織口	区分		省	庁	組	織区	分	
(略)	(略)			(略)		(略)			
消費者庁	(略)			消費者	庁	(略)			
デジタル庁	<u>本庁</u>								
復興庁	(略)			復興庁		(略)			
(略)	(略)			(略)		(略)			
備考 1 ·	備考 1 · 2 (略)			備考	1 •	2 (#	各)		
-									·

平成6年職職—328 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第9項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第10 宿日直勤務及び超過勤務並 びに超勤代休時間の指定関係

 $1 \sim 7$ (略)

8 職員が府省等(会計検査院、 人事院、内閣官房、内閣法制局 、各府省、デジタル庁及び復興 庁、宮内庁並びに内閣府設置法 (平成11年法律第89号)第 49条第1項及び第2項に規定 する各機関並びに各外局(同条 第1項に規定する機関を除く。)をいう。第10項(2)イにおい て同じ。)を異にする異動をし た場合においては、規則第16 条の2の2第1項第1号イ(1)並 びに第2号イ及びハ並びにこの 通知の第10の第10項(1)ア及 びイ並びに(2)アの規定の適用に 係る当該異動の前後の超過勤務 の時間を通算して算定するもの

第13 病気休暇関係

改 正 前

第10 宿日直勤務及び超過勤務並 びに超勤代休時間の指定関係

 $1 \sim 7$ (略)

8 職員が府省等(会計検査院、 人事院、内閣官房、内閣法制局 、各府省及び復興庁、宮内庁並 びに内閣府設置法(平成11年 法律第89号)第49条第1項 及び第2項に規定する各機関並 びに各外局(同条第1項に規定 する機関を除く。)をいう。第 10項(2)イにおいて同じ。)を 異にする異動をした場合におい ては、規則第16条の2の2第 1項第1号イ(1)並びに第2号イ 及びハ並びにこの通知の第10 の第10項(1)ア及びイ並びに(2) アの規定の適用に係る当該異動 の前後の超過勤務の時間を通算 して算定するものとする。

第13 病気休暇関係

$1 \sim 3$ (略)

4 規則第21条第1項第2号の 「公務」には、国際機関等に派 遣される一般職の国家公務員の 処遇等に関する法律(昭和45 年法律第117号)第3条に規 定する派遣職員の派遣先の機関 の業務並びに国と民間企業との 間の人事交流に関する法律(平 成11年法律第224号)第1 6条、法科大学院への裁判官及 び検察官その他の一般職の国家 公務員の派遣に関する法律(平 成15年法律第40号)第9条 (同法第18条において準用す る場合を含む。)、福島復興再 生特別措置法(平成24年法律 第25号) 第48条の9若しく は第89条の9、令和三年東京 オリンピック競技大会・東京パ ラリンピック競技大会特別措置 法(平成27年法律第33号) 第23条、平成三十一年ラグビ ーワールドカップ大会特別措置 法(平成27年法律第34号) 第10条又は令和七年に開催さ

$1 \sim 3$ (略)

4 規則第21条第1項第2号の 「公務」には、国際機関等に派 遣される一般職の国家公務員の 処遇等に関する法律(昭和45 年法律第117号)第3条に規 定する派遣職員の派遣先の機関 の業務並びに国と民間企業との 間の人事交流に関する法律(平 成11年法律第224号)第1 6条、法科大学院への裁判官及 び検察官その他の一般職の国家 公務員の派遣に関する法律(平 成15年法律第40号)第9条 (同法第18条において準用す る場合を含む。)、福島復興再 生特別措置法(平成24年法律 第25号) 第48条の9若しく は第89条の9、令和三年東京 オリンピック競技大会・東京パ ラリンピック競技大会特別措置 法(平成27年法律第33号) 第23条、平成三十一年ラグビ ーワールドカップ大会特別措置 法(平成27年法律第34号) 第10条又は平成三十七年に開 れる国際博覧会の準備及び運営 のために必要な特別措置に関す る法律(平成31年法律第18 号)第31条の規定(以下この 項において「特定規定」という 。)により一般職の職員の給与 に関する法律(昭和25年法律 第95号)第23条第1項及び 附則第6項の規定の適用に関し 公務とみなされる業務及び特定 規定に規定する通勤が含まれる ものとする。

 $5 \sim 8$ (略)

催される国際博覧会の準備及び 運営のために必要な特別措置に 関する法律(平成31年法律第 18号)第31条の規定(以下 この項において「特定規定」と いう。)により一般職の職員の 給与に関する法律(昭和25年 法律第95号)第23条第1項 及び附則第6項の規定の適用に 関し公務とみなされる業務及び 特定規定する通勤が含ま れるものとする。

 $5 \sim 8$ (略)

昭和48年職厚—905 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第10項関係)

(傍線部分は改正部分)

	改正	後			改	IF	前	íj	
別表第2 補償事務主任者を置く組					別表第2 補償事務主任者を置く組				
織区分(国の機関)				織区分(国の機関)					
	実施機関	組織区分			実施	機関	組織	区分	
	(略)	(略)			(略)		(略)		
	金融庁	(略)			金融庁		(略)		
	デジタル庁	<u>本庁</u>							
	復興庁	(略)			復興庁		(略)		
	(略)	(略)			(略)		(略)		
	備考 (略)				備考	(略)			

平成26年人企—660 新旧対照表 (令和3年事企法—250 第11項関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前 規則第2条関係 規則第2条関係 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 この条の第2項第3号の人事 3 この条の第2項第3号の人事 院が定める官職は、次に掲げる 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。 ものとする。 $-\sim$ 十四 (略) $-\sim$ 十四 (略) 十五 デジタル庁のデジタル審 (新設) 議官及び統括官 <u>+五</u>~<u>二+</u> (略) 十六~二十一 (略) 4 この条の第2項第5号の人事 4 この条の第2項第5号の人事 院が定める組織は、次に掲げる 院が定める組織は、次に掲げる ものとする。 ものとする。 一~十四 (略) 一~十四 (略) 十五 デジタル庁の統括官又は (新設) 当該職のつかさどる職務の全 部若しくは一部を助ける職に 就いている職員で構成される 組織 $\underline{+\dot{\pi}} \sim \underline{\underline{-}} + (8)$ <u>十五</u>~<u>十九</u> (略) 規則第8条関係 規則第8条関係 この条の規定は、国の機関等(この条の規定は、国の機関等(

会計検査院、内閣、人事院、内閣 会計検査院、内閣、人事院、内閣

府<u>、デジタル庁</u>、復興庁及び各省 並びに宮内庁及び各外局並びに各 行政執行法人(独立行政法人通則 法(平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行 法人をいう。)をいう。以下同じ 。)を単位として適用するものと する。 府、復興庁及び各省並びに宮内庁 及び各外局並びに各行政執行法人 (独立行政法人通則法(平成11 年法律第103号)第2条第4項 に規定する行政執行法人をいう。)をいう。以下同じ。)を単位と して適用するものとする。